



総務課 からの お知らせ

本庁 総務チーム TEL 0994-22-0511

平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。

● マイナンバーとは

平成 27 年 10 月から日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる 12 桁の番号です。社会保障、税、防災・災害対策において、法令で定められた行政手続きに利用できます。

社会保障

年金、医療保険、介護保険
生活保護、児童手当など

税

税務署等へ提出する書類
への記載

防災・災害対策

防災・災害対策に関する
役所関係の事務

マイナンバー導入によって期待される効果として、以下の 3 点があげられます。

◎ 公平・公正な社会の実現

より正確な所得等の把握により、公平で適正な社会保障の給付が可能になります。

◎ 国民の利便性の向上

添付書類の省略など、面倒な手続きが簡単になり、住民の皆さんの負担が軽減されます。

◎ 行政の効率化

行政の手続きが、正確かつ迅速になります。



マイナンバー
キャラクター

● マイナンバー導入までの流れ

10月から ★マイナンバーを通知します。

マイナンバーを通知するための通知カードが住民票の住所に、**簡易書留で郵送**されます。**氏名・住所・生年月日・性別に間違いがないか確認**してください。

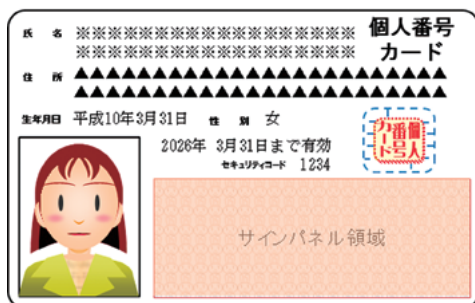
現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる場合、**確実にお受け取りできない可能性がありますので、番号の通知を確実に受け取るために、住民票の住所をご確認ください。**



通知カード (案)

- 平成28年 1月から ● 社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となります。
- 希望される方に、個人番号カードを交付します。

このカードは顔写真付きのICカードで、自分のマイナンバーを記載した書類を提出する場面や、さまざまな本人確認の場面で利用できます。**10月に送られてくる書留に同封されている交付申請書で申請された方**に役場窓口で、本人確認のうえ交付いたします。



個人番号カード表面 (案)



個人番号カード裏面 (案)

【お問い合わせ】

この制度についてのご不明な点は、マイナンバーコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**TEL : 0570-20-0178** までお問い合わせください。